

# 山梨県公報

第千六百八十八号

平成十八年

八月七日

月 曜 日

## 目次

告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部改正……………五八九

公告

特定計量器の定期検査の実施……………五八九

開発行為に関する工事の完了について……………五九〇

公安委員会……………五九〇

平成十八年度機械警備業務管理者講習の実施について……………五九〇

## 告示

### 山梨県告示第四百二十五号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年八月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等(平成十七年山梨県告示第二百一号の二)の一部を次のように改正する。

一の項中「成績順位」の下に「特別選抜試験(推薦入学試験、帰国生徒(中国引揚者等を含む)特別選抜試験、社会人入学特別選抜試験又は外国人留学生特別選抜試験をいう。)の成績順位、三年次編入学試験の合計得点及び成績順位並びに大学院選抜試験の学力検査の合計得点」を加え、八の項を削り、九の項を八の項とし、十の項から二十一の項までを一項ずつ繰り上げる。

### 附則

この告示は、公布の日から施行する。

## 公告

● 特定計量器の定期検査の実施  
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、平成十八年度後期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成十八年八月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間(正午から午後一時までの間を除く)	検査場所	区域
非自動車ばかり(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり	平成十八年九月五日	午前十時半から午後三時まで	北杜市高根町農村環境改善センター	北杜市
	平成十八年九月六日	同	北杜市役所長坂総合支所	同
	平成十八年九月七日	午前十時半から正午まで	北杜市役所大泉総合支所	同
	平成十八年九月八日	午前十時半から午後二時半まで	白州農村婦人の家	同
	平成十八年九月十一日	同	小淵沢町商工会館	同
	平成十八年九月十二日	同	北杜市武川保健センター	同
	平成十八年九月十三日	午前十時半から正午まで	北杜市明野総合会館	同
	平成十八年九月十四日	午前十時半から午後二時半まで	北杜市須玉保健センター	同
	平成十八年九月二十日	午前十時から正午まで	甲斐市双葉公民館	甲斐市の

一日		午まで	館	うち旧双葉町
平成十八年九月二十二日	午前十時半から午後二時半まで	上野原市秋山公民館	上野原市のうち旧秋山村	
平成十八年九月二十五日	午前十時半から正午まで	道志村中央公民館	道志村	
平成十八年九月二十六日	同	山中湖村役場	山中湖村	
平成十八年九月二十七日	午前十時半から午後二時半まで	忍草コミュニティ供用施設	忍野村	
平成十八年九月二十八日	同	西桂町YLO会館	西桂町	
平成十八年十月四日	同	鳴沢村役場	鳴沢村	
平成十八年十月五日	同	富士河口湖町役場勝山出張所	富士河口湖町	
平成十八年十月十一日	同	富士河口湖町役場	同	
平成十八年十月十二日	同	富士河口湖町役場足和田出張所	同	
平成十八年十月十六日	同	富士河口湖町役場上九一色出張所	同	
平成十八年十月十七日	午前十時から正午まで	市川三郷町総合福祉センター	市川三郷町	
平成十八年十月十九日	午前十時から午後二時半まで	市川三郷町市川分庁舎	同	
平成十八年十月二十日	午前十時から正午まで	市川三郷町六郷町民会館	同	

平成十八年十月二十三日から平成十九年三月三十一日まで(県の休日を除く。)	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。)	今期検査を実施する市町村の区域
		山梨県計量検定所(平成十八年十月二十日までに検査を受けなかった場合に限る。)	

● 開発行為に関する工事の完了について  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 平成十八年八月七日

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 南都留郡富士河口湖町船津千七百 富士河口湖町長 小佐野常夫

### 公安委員会

● 平成十八年度機械警備業務管理者講習の実施について  
 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。  
 平成十八年八月七日

山梨県公安委員会

一 実施日時

平成十八年九月七日（木）から同月十二日（火）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前九時から午後五時まで。ただし、十二日は午前九時から正午までとする。

二 実施場所

甲府市小瀬町八四〇番地小瀬スポーツ公園内武道館（電話〇五五 二四三 三一一）

三 受講定員

十人

四 受講手続

1 事前申込手続

(一) 事前申込みの方法

受講を希望する者は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話〇五五 二二七 七八三〇）あてに事前に申込みを行い、受理番号を取得すること（電話一本につき一人の受付とし、受付専用電話以外での受付は行わない。）

(二) 事前申込受付期間

平成十八年八月十七日（木）から同月二十一日（月）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前九時から午後五時まで

なお、先着順に受け付け、事前申込受付期間内であっても、申込人員が定員に達した場合は、受付を締め切る。

2 受講申込手続

1の事前申込手続を行い、受理番号を取得した者は、次により受講の申込みを行うこと。

(一) 受講申込受付期間

平成十八年八月二十三日（水）から同月二十五日（金）までの午前九時から午後五時まで

(二) 提出書類

ア 機械警備業務管理者講習受講申込書 一通（申請前六か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二〇センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを一枚はり付けること。）

イ 代理人が受講申込書を提出する場合には、本人からの委任状

(三) 受講手数料

受講申込書提出時に三万八千円の山梨県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

(四) 受講申込書等の提出

(二)に掲げる書類を申込人の住所を管轄する警察署（他の都道府県の区域内に住所を有する者については、甲府警察署）に提出し受理番号を申告すること。ただし、郵送による申込みは受け付けない。

五 講習の委託

講習は、社団法人山梨県警備業協会（所在地 甲府市宝一丁目二番二〇号）に委託して行う。

六 講習修了証明書の交付

講習最終日に筆記の方法により修了審査を行い、合格者には、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

七 その他

1 講習実施場所には、午前八時五十分までに集合すること。ただし、講習初日は午前八時三十分までに集合すること。

2 受講者は受講に当たり、筆記用具を持参すること。

3 問い合わせ先

講習についての質疑は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇五五 二二二二 二二二二内線三〇二二）に問い合わせること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番